

熊本県がん登録審議会について

平成28年1月14日
熊本県健康づくり推進課

1 全国がん登録制度について

これまで各都道府県で実施されていた「地域がん登録」に代わり、平成28年1月1日から「がん登録等の推進に関する法律」（以下「法」という。）に基づく「全国がん登録」制度が開始された。この制度は、がん医療の質の向上等、国民に対するがん・がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、国が国内におけるがん罹患等に関する情報を収集し、全国がん登録データベースを構築すること等により、がん対策の一層の充実を図ることを目的としている。（法の概要については裏面参照）

2 熊本県がん登録審議会について

熊本県がん登録審議会は、がん情報の提供等に関して意見を聴くため、法第18条第3項に基づき設置。

(1) 構成員

審議会の構成員は、法第18条第3項に基づき、①がん、がん医療等又はがん予防に関する学識経験のある者及び②個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む以下の5団体に所属する者とした。

- ・ 熊本県医師会 ・ 熊本県弁護士会 ・ 熊本県がん診療連携協議会がん登録部会
- ・ がんサロンネットワーク熊本 ・ 熊本県看護協会

(2) 諮問事項

審議会に諮問する事項は次のとおり。

- ① 知事による情報の利用及び提供等（法18条）
- ② 市町村への情報提供（法19条）
- ③ 研究者への情報提供（法21条）
- ④ 都道府県がんデータベースの整備（法22条、施行令6条）
- ⑤ 県知事の権限及び事務の委任に係る指定（法24条、施行令8条）

(3) 開催頻度

上記①～⑤の事項について、必要に応じて開催する。

- ※ ①～③の全国がん登録情報の利用及び提供は、全国がん登録データベースに初めてがん情報が記録される平成30年12月頃に生じる。
- ④当面は本県において都道府県がんデータベースを整備する予定はない。
- ⑤指定の効力は、特段の事情がない限り継続する。